

職員給与規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、規約第 30 条第 3 項の規定に基づき、職員の給与について定めるものとする。

(給 与)

第 2 条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当をいう。

2. 職務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給 料)

第 3 条 給料は、別に定める勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当を除いたものである。

(給 料 表)

第 4 条 給料は、香川県一般行政職給料表によるものとし、常勤職員に適用するものとする。

(職務の級)

第 5 条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が定める。

2. 職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い理事長が決定する。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第 6 条 初任給、昇給、昇格等は前条の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内において、理事長が決定する。

2. 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行なうことができない。

(給料の調整額)

第 7 条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

2. 前項の規定による給料の調整額は、調整前における給料月額の 100 分の 25 を超えてはならない。

(各種手当)

第 8 条 第 2 条の規定の各種手当は、規約第 30 条第 3 項の規定に基づく職員に対して支給する。

2. 基準及び支給額等は、香川県職員の給与に関する条例又は関連する規則を準用するものとする。

(給料の支給)

第 9 条 給料の計算期間は、前月 16 日から当月 15 日までとする。

2. 給料の支給日は、毎月 25 日を原則とし、当日が休日の場合は、その前日に支給するものとする。
3. 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
4. 職員が離職したときは、その日までの給料を支給する。
5. 職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。
6. 第 2 項又は第 3 項の規定により給料を支給する場合であって、月の 1 日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から香川県勤務時間等条例に定める週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務 1 時間当たりの給料額の算出)

第 10 条 勤務 1 時間当たりの給料額は、給料の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

- 第 11 条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他理事長が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給料額を減額する。
2. 職員が負傷（職務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（職務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して 90 日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、給料の月額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減額する。
 3. 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他同項の規定による給与の減額に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(再任用職員の給料月額)

第 12 条 再任用職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(再任用職員についての適用除外)

第 13 条 扶養手当、住居手当は、再任用職員には適用しない。

(非常勤職員の給与)

第 14 条 常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）については、理事長は、常勤職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。

(補 則)

第 15 条 職員の給与の支給についてこの規程及び別に定めるもののほか、香川県職員の給与に関する条例又は関連する規則を準用するものとする。

(委 任)

第 16 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

先に規定された平成15年12月11日施行の小田奈良須両池土地改良区職員給与規程を全廃し、この規程は、令和2年2月20日の理事会で議決され、令和2年4月1日から施行する。